

「射水まるごとデジタル応援券発行要綱」

射水市商工協議会は以下の要綱で射水まるごとデジタル応援券（以下、単に「商品券」という。）を発行、販売、決済および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式、事務委託	射水市商工協議会（発行者）が、株式会社グッドスタッフ（以下「事務局」という。）に業務委託して電磁的方法により記録される前払式支払手段として射水まるごとデジタル応援券「アプリ方式」（以下、「いみず応援券アプリ」という。）と印刷・発行等する射水まるごとデジタル応援券「QRカード方式」（以下、「いみず応援券カード」という。）を発行する。発行者は、事務局に発行、販売、決済および換金事務にかかるシステム構築および運行、データ管理及び効果測定を委託し、株式会社まちのわが提供するシステム（地域情報プラットフォーム）を利用して行う。
2	発行総額	3億9千万円（プレミアム無償付与分を含む）
3	販売総額	3億円
4	プレミアム率	30%
5	申込期間	令和5年9月1日～令和5年9月22日
6	購入期間	令和5年10月20日～令和5年11月30日
7	利用期間	令和5年10月20日～令和6年1月8日
8	保有希望者の申込、発行・販売コイン数、払込方法	いみず応援券アプリの保有希望者（いみず応援券アプリの保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ（利用者用）をダウンロードできる者）は、事前にWEBフォームにて、プレミアム無償付与分を除き一人当たり10,000コインまで申し込み、1コイン＝払込金額1円+プレミアム無償付与分のコインとしてシステムを通じて発行・販売する。抽せん方法は、申し込み総額が販売総額以下の場合には、全保有希望者に対し、申し込んだ全てのコイン数を当せんとし、申し込み総額が販売総額を超える場合には、販売単位コインごとに販売総額まで1から整数をランダムに付番し、付番されたコインを申し込んでいる保有希望者が当せん者となり、申し込みしたコインのうち、付番されたコイン数が当せんコイン数とする。当せん者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム付与分を除く）と同数の金額（1コイン＝1円）をチャージする。 いみず応援券カードの保有希望者（いみず応援券カードの保有を希望する者）は、広報に折り込まれているチラシに掲載の購入申込書を記入・提出し申し込む。当選者へ郵送される購入引換券を郵便局へ持参の上、購入引換券および現金にて紙商品券を購入する。 いずれも当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。商品券の販売状況により発行者が別に定める方法で再募集する可能性があるものとする。
9	払戻し	利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものと発行者が認めた場合はこの限りでない。
10	取扱店舗、利用（保有者による取扱店舗への提示）期間	保有者は、発行者から指定を受けた取扱店舗（保有者との間で自己が指定した対象商品等（発行者の規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人事業者及び法人）で商品券を利用できる。 令和5年10月20日から令和6年1月8日までの期間終了をもって商品券の未使用コインは失効する。
11	決済方法	いみず応援券アプリの保有者は、取扱店舗の確認の下、取扱店舗店頭に備えられた二次元コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることで取扱店舗を認識し、取扱店舗が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当するコイン数

		<p>を減じて決済する。いみず応援券カードの保有者は、利用者が提示するQRカードのQRコードを専用の店舗管理画面で取扱店舗が読み取ることで決済する。ただし、取扱店舗で読み取る為のスマートフォンやタブレット等の端末は原則参加店で用意するものとする。</p> <p>提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の取扱店舗では、不足額を現金または取扱店舗の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。</p>
1 2	換金	<p>商品券取引金額の換金は、発行者が定めた方法により、取扱店舗の予め指定した預金口座に振り込む（振込手数料は事務局の負担とする）。</p> <p>換金のタイミングは、取扱店舗毎の未換金の商品券取引金額相当額（* 1）を、毎月15日と月末の23時59分で締め、15日締め分は月末に、月末締め分は翌月15日に振り込む（振込日が銀行休業日の場合は翌営業日）。</p> <p>* 1：商品券取引金額相当額は、甲が別に定める取扱店舗規約（別紙1）の第3条第5項に基づき取消しまたは解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項または第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。</p>
1 3	禁止事項	<p>商品券の払戻、ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>商品券の他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。</p>
1 4	対象外取引	<p>以下の商品又はサービスは取引対象外とします。</p> <p>①たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入</p> <p>②出資や金融商品、債務の支払い</p> <p>③有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入</p> <p>④電子マネーへの入金（チャージ）</p> <p>⑤国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）</p> <p>⑥自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）</p> <p>⑦土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料金等の不動産に関わる支払い</p> <p>⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項1～3号を除く）に規定する営業に関する支払い</p> <p>⑨現金との換金、金融機関への預け入れ</p> <p>⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの</p> <p>⑪通信販売等の支払い</p> <p>⑫その他、発行趣旨にそぐわないもの</p>

以 上